

中合棒二森屋店発行の商品券をお持ちのお客様へ

## 『棒二森屋商品券』払い戻しについてのお知らせ

この度、中合棒二森屋店の平成31年1月31日営業終了に伴い、中合棒二森屋店にて発行いたしておりました『棒二森屋商品券』の利用を平成30年10月31日(水)をもちまして終了させて頂きました。当該商品券につきましては資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しを行います。お手数ではございますが対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

記

払い戻し期間 平成30年11月1日(木)～平成31年1月31日(木)



※『全国百貨店共通商品券』は引き続きご使用になれます

記

◎払戻しを行う発行者 株式会社 中合

◎払戻対象 『棒二森屋商品券』

◎払戻申出期間

平成30年11月1日(木) ～ 平成31年1月31日(木) 午前10時～午後6時

※この期間内に申出がない場合、当該払戻手続から除斥されますのでご注意ください。

◎申出方法

- ・未使用商品券を棒二森屋店、中合福島店、三春屋店、各店舗の商品券コーナーまでご持参ください。

- |        |           |                 |
|--------|-----------|-----------------|
| ・棒二森屋店 | 〒040-8512 | 北海道函館市若松町17番12号 |
| ・中合福島店 | 〒960-8501 | 福島県福島市栄町5番1号    |
| ・三春屋店  | 〒031-8533 | 青森県八戸市十三日町13番地  |

※店舗へのご持参が難しい方は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

郵送対応をご案内いたします。

◎払戻方法 当額面の金額を現金にて払戻しとなります。

※郵送対応の場合はご指定の口座へのお振込対応となります。

◎お問合せ先 株式会社中合 管理本部

〒960-8501 福島県福島市栄町5番1号

TEL : 024-521-5151